

# 令和2年4月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和2年4月10日 午後3時05分  
第一委員会室

2 閉会日時 令和2年4月10日 午後4時12分

3 委員氏名

## (1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

## (2) 欠席者

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	松尾翔太郎
係	中田 学
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第4号 非農地判断（委員会）

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名

報告第1号 農地法第5条許可処分取消申請の受理について

報告第2号 農地改良届の受理について

報告第3号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

午後3時05分開会

○事務局長（ 君） それでは、令和2年第4回古賀市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

その前に、出席人数の確認をさせていただきます。

本日の出席委員は20名であり、全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会、成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、議事進行については 会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（ 君） こんにちは。コロナウイルスの関係で、変則的な農業委員会になりますけど、慎重な審議をしてもらいながら、やっぱり早めに審議を進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い致します。

では、ただいまから令和2年第4回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（ 君） 4月期の議事録署名人は渋田委員と渡孝志委員でお願いいたします。

○議長（ 君） では、審議に入らせてもらいます。

日程1、議案第1号農地法第3条、申請番号4の1、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） 本日の説明に入らせていただく前に、本日の進め方について、ちょっと御説明をさせていただきます。

本日は広い会場で開催させていただいておりますので、議事録を記録する必要上、マイクを使って議案の説明または受け答えをさせていただきたいと思っております。

質問等ございましたら、挙手をいただきましたら、 のほうがマイクをお持ちしますので、そちらでお伝えいただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第1号農地法3条の許可申請、番号4の1について説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくものとなっております。

譲受人の年齢は57歳で、古賀市内で農業をされている方です。

農業従事年数は、約43年と伺っております。

所有する農機具としましては、トラクター、田植え機、コンバインを1台ずつ所有されております。

現在の農業経営状況としましては、本人が主に水稻の生産をされているとのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は、クロスパルこがから九州自動車道を挟んで東側に位置する丸囲み内の斜面部1筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、水源として水稻の作付を行っていききたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、2万9,289平米で、今回の申請地1,670平米を合わせますと3万959平米となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元の区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何か御質問がありましたら——ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） ないようでしたら、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、農地法第3条、申請番号4の1に対する賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号4の2、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（          君） 議案第1号農地法3条の許可申請、番号4の2について説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくものとなっております。

譲受人の年齢は72歳で、古賀市内で農業をされている方です。

農業従事年数は、約11年と伺っております。

所有する農機具としましては、耕運機、消毒機等を所有されているとのことです。

現在の農業経営状況としましては、本人、奥様、息子さんで農地の管理をされているとのこと

です。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページ目をお願いいたします。

申請地は、青柳公民館の南東に位置している丸囲み内の斜線部1筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、野菜、ミカン等の作付を行っていききたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、6,941平米で、今回の申請地861平米を合わせますと7,802平米となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元の区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら——ないですかね。

何もないと思いますけど、何もなければ採決を採りたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、農地法第3条、申請番号4の2に対する賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（          君） では、続きまして、日程第2、議案第2号農地法第5条、申請番号4の1、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（          君） それでは、議案第2号の説明のほうに入らせていただきます。

本日は現地視察を行っておりませんので、別とじでカラーつづりの写真を用意させていただいております。こちらは、現地の航空写真と現況写真となっておりますので、御参考にしていただければと思います。

それでは、農地法の5条の許可申請、番号4の1について説明いたします。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で売買を行い、従業員駐車場を作るため、転用を行うという内容となっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の6ページ目をお願いいたします。

申請地は、五穀神池の東に位置する丸囲み内の斜線部3筆、合計1,141平米となっております。

農地区分の説明をいたします。

申請地は、北側、東側、西側については、他地目による分断となっております。

南側につきましては農地がございますが、カラーつづりの資料の3ページ目をごらんになっていただきたいんですけども、カラーつづりの資料の下側の2枚の写真にありますとおり、約2.5mの段差がありますので、段差による分断のため、農地の広がりについては10ha未満であり、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、利用計画図について説明いたします。議案書の7ページ目をお願いいたします。

まず、現況におきましては、農地の地番、1711番と1712番の間に里道敷がございますが、里道の先のところについては、過去において農地転用を行われており、先の里道についても既に廃止されているところです。

今回、利用目的が失われていることから、用途廃止を行い、払い下げを行う内容となっております。

次に、8ページ目をお願いいたします。

利用計画としましては、砂利敷で57台分の駐車スペースを設けることとしており、主な乗入口としては、北側の工場の斜面から進入路を設けることとなっております。

こちらにつきましても、カラー刷の資料の3ページ目の上の段にイメージ図をお付けしております。

また、計画図の南側からも南東側からも、南東の市道からも出入り出来るようにしており、乗入口を設ける計画となっております。

次に、周囲への被害防除について説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。

被害防除としましては、開発区域の北側にはコンクリートブロック及びL型擁壁を行い、土留めを行うこととしております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、敷地の南側にU型側溝を新設し、図面の利用計画図の左端にD-D'断面、右下端にE-E'断面をつけておりますが、2か所、集水柵を設置し、南側市道の側溝に排水を行う計画となっております。

市道側溝への接続方法につきましては、議案書の11ページ目に詳細を記載しております。

次に、盛土、切土についてですが、議案書の9ページ、10ページに断面図を付けておりますが、今回につきましては大きな造成は行わず、敷地の北側に10cmから20cm程度の盛土を行う

こととなっております。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

地元区からは、令和2年2月29日付で、雨水が敷地内から一気に漏れ出ないように処置を講じること、工事中、土砂が流出しないよう処置を講じることが条件として、水利承諾書の提出がされております。

併せて、近隣の区域委員さんからの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（11番 君） ただいま事務局からの説明におきまして、補足説明をさせていただきます。

譲受人の駐車場としての新設であり、2月19日に水利承諾に1件の条件をつけております。それは、敷地内の中で雨水が隣接敷地に流れ込まないようにすることを条件にしております。審議のほどよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。はい、どうぞ。

○委員（5番 君） 廃止道路がありますけれども、これ里道なんですか、それとも市有地の道路ですか。

○係（ 君） 里道でございます。

○委員（5番 君） これは、こういう場合は買い取ってもらうんですか。

○係（ 君） 払い下げを行って、申請人が買い取りを行うことになっております。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 補足をさせていただきますと、今回の場合は払い下げということになっております。その状況状況によっては払い下げ以外にも用途廃止という手続もありますので、必ずしも払い下げという、ほかの案件になるということは限りませんので、ご承知おきいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。なければ採決を採らせてもらってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号農地法第5条、申請番号4の1に対して賛成されます

農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく議案第2号農地法第5条、申請番号4の2、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） 議案第2号農地法5条の許可申請でございますが、番号4の2、4の3については、同一の事業計画となっておりますから、合わせて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（ 君） はい、結構です。

○係（ 君） こちらにつきましては、 副会長が関係者となっておりますので、御退席いただきますようお願いいたします。

〔 副会長 退席〕

○係（ 君） それでは、議案のほう、説明のほうに入らせていただきます。

申請人、申請位置につきましては、記載のとおりでございます。

申請番号4の2につきましては、申請人が農地法5条の申請で売買を行い、事務所兼駐車場の事業用地に転用するという内容となっております。

4の3につきましては、4の2の開発において、残土が発生することから、この残土を造成協力地として、農地へ受け入れを行い、併せて農地の造成、土地改良を行うという内容となっております。また、こちらにつきましても、カラーつづりの資料を付けております。カラーの資料の4ページ目からとなっております。

それでは、まず位置図の説明をいたします。議案書の12ページ目をお願いいたします。

申請地は、県道33号線、古賀物流団地交差点の南西に位置しております。

4の2につきましては、丸囲み内の斜線部7筆で、合計4,258.89平米となっており、事業面積といたしましては、1万1,586平米となっております。

まず、農地区分の説明をいたします。

申請地につきましては、周囲について他地目による分断があるため、農地の広がりには10ha未満で、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。

計画図につきましては、議案書のほうにも図を付けさせていただいておりますが、白黒の資料だと若干見えにくいということですので、今日、図面に色付けした資料を配付させていただいております。こちらを使って、本日は説明をさせていただきたいと思っております。

別とじの資料、2 ページ目に土地利用計画図を付けております。

本件 1 画におきましては、譲受人が事業用地の造成を行い、流通事業者が事業用地として販売を行うこととなっており、ここに入る予定の流通事業者において、事務所、車両の駐車場、運転手の待機場所として利用するほか、大型トラック 8 4 台が駐車出来る駐車場及び 2 階建ての 5 7 0 平米の倉庫兼事務所を建設する計画となっております。

乗入口については、南側の市道道路と接続することとなっております。また、事業用地と造成協力地の間に里道がありますことから、農地への出入りや調整池の管理のため、2.5 m から 3.7 m の幅員で、里道のコンクリート舗装を行うこととしております。

次に、被害防除計画について説明いたします。

事業用地におきまして、西側の里道との境界に L 型擁壁またはブロック積を行い、東側との民地との境界にはブロック積を行い、土留めをすることとしております。

次に、雨水、雑排水について説明させていただきます。別とじ資料の 3 ページをお願いいたします。

まず、雨水については、事業用地の西側に U 型水路を新設し、集水柵から雨水を拾い、北側の隅に油水分離槽、こちらではオイルトラップと記載しておりますが、これを經由して、北西にある調整池で一旦集水し、西側の水路に放流するという計画となっております。

次に雑排水ですが、事業用地の事務所から発生することから、浄化槽を設置し、処理を行った後、西側の新設水路に排出する計画となっております。

次に、盛土、切土について説明いたします。別途資料の 5 ページから 8 ページ目をお願いいたします。

こちらのほうに断面図を付けさせていただいております。また、カラーの写真資料の 5 ページ目に現地状況についての写真を付けさせていただいております。

写真を見ていただきましたらお分かりになると思いますが、事業用地におきましては、丘となっている部分が断面図で言いますとナンバー 5 からナンバー 7 付近にあり、こちらを削るため、最大で 1 2 m 程度の切土を行うこととなっております。

また、その北側の断面図ナンバー 8 から 9 にかけては、谷となっている部分がございますので、そちらにつきましては、4 m 程度の盛土を行うこととしております。

次に、申請番号 4 の 3 の造成協力地について説明いたします。別とじの資料の 9 ページをお願いいたします。

申請地は、丸囲み内の斜線部、5 筆、4, 3 5 5 平米となっております。

次に、利用計画図ですが、別とじ資料の 1 1 ページ目をお願いいたします。

こちらにつきましては、事業地から発生する土砂の搬入、盛土を行い、北側に 1, 6 0 0 平米、



南側に2,500平米程度の2段の農地を造成する計画となっております、2段の農地の高低差につきましては、約2.5mというふうになっております。

北側の既存の農業用水路と接する部分につきましては、高低差が大きいことから、5.7m程度のブロック積を行う計画となっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

資料の次のページ、12ページ目をお願いいたします。

こちらにつきましては、雨水の排水計画となっており、2段の農地の中ほどに、それぞれU型水路を新設し、西側の既存水路に排水する計画となっております。

次に、切土、盛土について説明いたします。資料の14ページから断面図を付けております。

16ページの横断面図、ナンバー8付近で最大4.9mの盛土を行い、全体としましては、8,702平米の土砂を搬入する計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

両申請につきまして、地元農区から無条件の承諾として、水利承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんからの署名捺印もいただいていることから、事務局で受理しているものです。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○委員（6番           君） 区域委員からですけど、補足説明をさせていただきます。

この物件につきましては、昨年11月に青柳の開発委員会を行いまして、車の待機場、それから事務所ということで、何ら問題ないだろうということで、水利承諾書の印鑑の確認をしております。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ほかに何かないですかね。はい、どうぞ。

○委員（8番           君） かなりの量の土を谷のほうに移動されるわけですけど、この下には住民の住宅がかなりあるんですけど、将来的に大きな水害等が、雨とか降ったときに影響はないものですかね。

○議長（          君） 事務局、何か。

○係（          君） 民地との境界につきましては、構造計算を行ったブロック積等の施工を行うこととしておりますので、現在は土が盛ってある状態ですので、現在よりかは強度な構造物が入ることになるというふうに考えております。

○委員（8番           君） 8,702平米というのは、ダンプにしたらすごい量でしょ。土

を谷の部分に埋めるというのは、かなり土砂の流れないようにコンクリ塀をつかないと心配じゃないですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） ブロック積の施工内容につきましては、県等の基準に則った安全な施工をするというふうに伺っておりますので、そのようなことが発生しないように注視していきたいというふうに考えております。

○委員（8番 君） 分かりました。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。どうぞ。

○委員（4番 君） ちょっとこれだけの多くの台数の大型車と言われましたよね。これ、出入りがどこに続くのか、私がよく分からんで。出入り口、どこになりますかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 2ページ目でいいますと、南側の一番先っぽといいますが、橋がございます。こちらが約9mの幅員です。ちょっと色を少し塗ってあるようなところでございますが、そこ赤色の線との境目といいますが、下に市道がつながっているのがお見えになりますか。こちらと接続する1か所、一番南側のところ、こちらが接続箇所1か所というふうになっております。

○議長（ 君） ようございますか。はい、どうぞ。

○委員（4番 君） このカラーの写真の4ページでいうと、右下からずっと入ってくるようなイメージですかね。

○係（ 君） はい、おっしゃるとおりで、ちょうど右下といいますが、一番下の先といいますが、ビニールハウスが見えると思うんですけども、その右隣の一番下の角、そこが市道との接続面というふうになります。

ここを市道自体は幅員6m程度ですが、接続時につきましては9m程度幅員に広げるというふうになっています。

○委員（4番 君） 手前の右側、宅地がありますよ。宅地と書いてありますよね。下のほう、道の右側、これは住宅ですか、住宅じゃない。（「共同住宅になっております」と呼ぶ者あり）これはアパート——これだけの台数を一つの入り口で出入りする、集中するのかわからないのはちょっとよく分かりませんが、何か入り口だけでも大丈夫かなとちょっと心配しますの  
で気になりました。

○係（ 君） 共同住宅の入り口につきましては、こちら、今回の出入口方面ではなくて、宅地の団地の右側にまた道路が通っております。

地番で言いますと1288番に接しているところに公衆道路がつながっておりますが、共同住宅につきましては主にこちらから進入されていることなので、出入口としてはぶつからないとい

うふうになろうかと思えます。

○委員（４番 君） これだけの台数のトラックが一つの出入り口から、分譲の住宅、周辺とかから入ってくるというのが、何か大丈夫かなという心配をちょっとしました。

以上です。

○議長（君） もう少しこれ図面を書くのに分かりやすいように書いてもらおうといいんだけどな。広いから、今後——はい、どうぞ。

○委員（５番 君） 幅員が６ｍ、入り口が９ｍと、ダンプですから舗装道路ががちゃがちゃにはならないかと心配するんですけど、それだったらやっぱり市が再度やり直さないかんということで、舗装をもう少し強化をすとかいう提案、条件付はなかったんですか。

○係（君） 指導要綱の中ではこういった意見等は出ておりませんでした。

○委員（５番 君） 分かりました。

○議長（君） ようございますか。

事務局、これ写真だけど、これ４ページの４の絵の写真と５ページの写真が全然違うから、その辺、同じような時期で合わせてもらわんとおかしっちゃんないかな。

○係長（君） 申し訳ございません。今回の件につきましては現地確認がなくなるというのが、緊急事態宣言が出てのことでちょっと急なものであったということもありまして、また航空写真につきましては、うちのほうの航空写真のデータというものを５年に１回書き換えるというような間隔でやらせていただいております、今回、４ページにつきましても、約２年ほど前の航空写真となっております。

今回、５ページのような形につきましては、今回の計画に伴って、こういう山林化したような土地の測量のための伐採を行われておるということで、また今回、この地区につきましては、皆さん御存じのとおり、今回、篠林の物流団地のすぐ隣接する土地になります。こちらにつきましては遺跡等の試掘調査が行われるということで、５ページのような現在状況になっております。

会長言われるように、航空写真と現況がちょっと違うんではないかという御指摘なんですけども、その点につきましてはタイムラグがあるということで、御了承いただければなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（君） ありがとうございます。

ほかに何かないですかね。はい、どうぞ。

○委員（２０番 君） 今、一般的には各自治体、ドローンとかも、市の職員もドローンを使えるからドローンを飛ばして写真を撮るといのは、進んでいる自治体が行っていることだそうなんですけども、古賀市としてもそういうふうな直近の状態と合わせるためにそういう技術を

持った人たちを使って、そういうふう直近の状況を委員会に提出するとかという考え方というのはないのでしょうか。

○係長（ 君） 委員の御指摘のとおりだと思います。

古賀市のほうもドローンありますし、以前、皆様のほうにお配りしました農業委員会だよりの表紙にもドローンを使って撮影した写真というのを使わせていただいております。

古賀市のほうにも実際にあるのはあるんですけども、今回につきましては、非常に日にちもなかったということもありまして、このような形で出させていただきますので、先ほど冒頭に局長のほうから、5月、6月についてもこのような状況が続く場合は現地確認等はないということもあり得ますので、その際には対応出来るものかどうかというものも、事務局のほうで検討して、出来る限り対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ようございますか。ほか何かないですか。はい、どうぞ。

○委員（7番 君） トラックの台数が合計84台になるということですけども、一番今心配なのは地域の子どもたちですかね。通学路と交差するようなことはないのか、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 今回の申請地につきましては、篠林の工業団地に隣接する区域でございます。もともと地域がこの流通団地用に造成させた地域となっておりますので、こちらにつきましては、この地域の方、子どもたちが通るような通学路等はないというふうに聞いております。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（7番 君） はい。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。なければ、農地法第5条の申請番号4の2と4の3、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条、申請番号4の2に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございました。

続きまして、議案第2号農地法第5条、申請番号4の3に対して賛成されます農業委員方はお願いいたします。

○委員（4番 君） 4の3のほう、ちょっと聞きたかったんですけどいいですか。

○議長（ 君） 分かりました。4の3に対しては質疑に入りますので。

○委員（４番 ████████ 君） 済みません。ちょっと私勉強不足でよく分からんのですが、農地改良のために土砂を置きますよね。一応、受け入れが借人になりますよね。農地の所有者は上記に３段ぐらいに分けて書いてありますけど、所有権はそこにあるんですか。

○議長（██████ 君） 事務局。

○係（██████ 君） 今回の内容につきましては、農地を造成するための一時転用というふうな形になっていまして、造成工事につきましては使用貸借という形で借人が使用するという、その後は農業者の方が耕作に使用されるというふうな形になります。

○議長（██████ 君） ようございますか。ほかに何かないですかね。

なければ採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████ 君） では、議案第２号農地法第５条、申請番号４の３に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（██████ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

〔中野喬輔副会長 着席〕

○議長（██████ 君） では、続けさせてもらいます。

では、議案第２号農地法第５条、申請番号４の４、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（██████ 君） それでは、議案第２号農地法５条の許可申請、番号４の４について説明いたします。

議案書につきましては、５ページ目となっております。

申請人、申請位置につきましては、記載のとおりとなっております。

今回の申請は、申請人が農地法５条で売買を行い、自己用住宅を建設するため、転用を行うという内容となっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の３０ページをお願いいたします。

申請地は、JA粕屋青柳支所の北東に位置します丸囲み内の斜線部２筆、７３８平米となっております。

現地の状況につきましては、カラー写真の資料、８ページ目、９ページ目というふうになっております。

まず、農地区分の説明をいたします。

申請地につきましては、申請地の北側、東側、西側につきましては他地目による分断、南側につきましては１筆農地があるものの、農地の広がりについては１．０ha未満であり、２種農地である

と事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。計画図、議案書の31ページ目をお願いいたします。

申請地につきましては、敷地の北側に住宅スペース、南側に駐車スペース、庭を建設するという計画となっております。

次に、周囲への被害防除につきましては、既に周囲にブロック塀があるため、新設の工作物等はありません。また、盛土、切土等の土地造成も行わないとのことですので。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

議案書の32ページ目をお願いいたします。

雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枡を設置し、北側の既設水路へ排水するという計画となっております。

汚水、雑排水につきましては、北側の市道側に公共下水が来ておりますので、こちらに接続を行うとのことですので。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

地元農区からは、令和2年3月30日付で水利承諾書が提出されており、あわせて、近隣の区域委員の署名捺印もいただいていることから、事務局で受理しているものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（20番 君） 町川原の区域委員のほうから述べさせていただきたいと思えます。

現場を一応確認をいたしまして、雨水が排出されるような枡は、以前はあったんですけど、一部もう埋まっています、これを復旧して整備すると、北側に途中まで道があるんですけども、下のほうの大きな道、これがつながっているんですけども、所有地がないというのはここが古賀市の所有物ということで、その横に防火用水がある、これを古賀市が今度買われる方に分譲されるかどうかというのは分かりませんが、車の入口がないので、右側のほうからとりあえず導入の道を作ると、本当はブロック塀をされて庭になっているんですけども、どうも相当昔からそこがブロック塀を使われて、手入れされていたと、地目はたしか畑か何かになっているんですけども、相当年数使われていますし、一部はもう隣の家の駐車場としてずっと使われているというふうな状況になって、町川原としても宅地を積極的に造成をしていこうというふうな発想で進んでいますので、一応、条件は古賀市内で仕事をしています。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。なければ採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号農地法第5条、申請番号4の4に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） では、続きまして、議案第3号基盤強化法第19条（農地利用集積計画の告示）、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） 議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で11件の利用権設定の申し出があっており、うち2件が中間管理事業の案件となっております。

また、関係者に 会長、 副会長が関係者となりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 会長、 副会長 退席〕

○係（ 君） それでは、 会長、 副会長、一時退席中の進行につきましては、澁田副会長をお願いいたします。

それでは、新規申し出について御説明いたします。

議案書の35ページをお願いいたします。

申請番号4の1、所在、薦野下原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積、3,181平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号4の2、所在、谷山裏ノ山、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、面積、1,766平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

申請番号4の3、所在、谷山後田、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、合計面積2,083平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号4の4、所在、谷山大塚、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,684平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

申請番号4の5、所在、久保本反町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積1,949平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和2年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号4の6、所在、青柳町狐崎、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積2,440平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和11年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、38ページをお願いいたします。

申請番号4の7、所在、青柳汐焼、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,988平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和11年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号4の8、所在、青柳踊ヶ浦、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積2,188平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和2年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

申請番号4の9、所在、青柳踊ヶ浦、登記簿地目、原野、現況地目、畑の筆が1筆、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、合計面積2,197平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年4月13日から令和2年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、40ページをお願いいたします。

申請番号4の10、所在、久保本反町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積1,949平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年6月10日から令和12年6月9日までの貸し借りとなっております。こちらの案件につきましては、中間管理事業の案件となっております。

続きまして、申請番号4の11、所在、川原原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、青柳町原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が5筆、合計面積7,838.36平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年6月10日から令和7年6月9日までの貸し借りとなっております。こちらにつきましても、中間管理事業の案件となっております。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員及び近隣の区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議をお願いいたします。



○議長（ 君） どうもありがとうございました。

この件につきまして、何か質問のある方は——ないですか。

○委員（5番 君） 受け入れ人の経営の状態が空欄となっているところがありますが、新しい認定農業者ということで理解していいですか。

○議長（ 君） もう一回いいですか。

○委員（5番 君） 4の1、それから4の4、4の5の経営借り入れ、貸し付け、面積等がありませんけれども、新しい認定農業者があがってきているのか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

こちらの経営面積につきましては、古賀市内で管理しております農地の貸し借りの関係で、自作地があれば自作地のところに経営面積が入ってきまして、借り入れがあれば借り入れ地に面積が入っております。また、自分の所有地を貸し付けている場合でありましたら、貸し付けのところに面積が入ってきます。

経営面積につきましては、自作地と借り入れ地、合わせた面積が合計で載ってきております。

4の1の借り入れにつきましては、これまで農業を権利設定なしで経営しておりまして、土地の所有者から今までがこういった権利設定なしで作付していた経緯がありまして、そちらの土地が借り入れなくなったので、今回探して、この4の1の貸し付け人の方と貸し借りの関係に至ったので、申請が上がってきているものになりますので、今回初めて権利設定が上がっておりますので、経営面積が空欄で上がっております。

4の4につきましては、こちら新宮町のほうで農業をされている方で、水田が5反、畑が3町ほど作られている方で、古賀市内で今回初めて権利設定が上がることから、経営面積が空欄で上がっております。

4の5につきましては、1月期の令和2年第1回の農業委員会で上がっておりました新規就農者の案件になりますので、こちら空欄で上がっておることから、そういった表記になっております。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何か、誰かおられませんか。

○委員（4番 君） 確認ですけど、4の1の受人は、農家じゃないですよ。面積的には3,000平米でも農家じゃなくても借りられるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） こちらの基盤強化促進法の貸し借りの関係につきましては、3条での5反要件というのが生じておりませんので、経営面積が5反を越していなくても、権利設定は可能の

法律になっております。

○議長（ 君） ほかに何か、誰かおられませんか。——ないようでしたら、採決を採らせてもらっていいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 議案第3号基盤強化法第19号（農地利用集積計画の告示）これに賛成される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

〔 会長、 副会長 着席〕

○議長（ 君） 議案第4号非農地判断、申請番号4の1、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第4号、申請番号4の1の非農地判断について説明させていただきます。

申請地、申請人につきましては記載のとおりとなっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の42ページ目をお願いいたします。

申請地は、JA粕屋青柳支所の北東に位置します丸囲み内の斜線部2棟となっております。

現況写真につきましては、カラー資料の10ページから12ページに付けさせていただいております。

まず、現況について説明いたします。現況図につきましては、議案書の43ページ目をお願いいたします。

申請地の北側に既存の住宅がございますが、こちらにつきましては、申請者の祖父が昭和24年に建築し、父の代となった平成22年に建物部分の土地について他の方に贈与されましたが、南側の今回の申請地につきましては駐車スペースや庭として、住宅として一体的に利用されてきたとのことでした。

現地の状況につきましては、カラーページの写真の11ページ目、12ページのとおりとなっております。

こちらの土地につきまして、平成27年に申請者が相続を受けましたが、農地法の必要な手続を経ずに今に至ってしまったことについて、てんまつ書の提出があつているところです。

今回の非農地証明の申請の提出に当たって、登記簿及び課税証明から、昭和24年に住宅が建設されていたこと、また、昭和56年当時の航空写真による状況や近隣の区長、農区長及び近所

の方から、20年以上宅地として一体的に利用されたことについて確認が取れましたことから、事務局で受理したものです。

次に、古賀市の非農地証明交付基準の説明に入らせていただきます。

議案書の44ページ目をお願いいたします。

項目ごとに説明させていただきます。

1番、住宅等の敷地として利用されていることから適としております。

2番、項目1で宅地等の敷地としておりますので、そちらは検討外としております。

3番、市街化区域内用地ではありませんので、検討外としております。

4番、農地法51条の違反転用処分等を受けていない者ということで、適としております。

5番、農業振興地域内の農用地区域ではないということで適としております。

6番、農業生産力の高い改良事業の対象農地ではないということで適としております。

7番、農業施設等の補助対象農地ではないということで適としております。

8番、集団性のある優良農地ではないということで適としております。

9番、自然災害による被災土地ではないということで検討外としております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄されているということで適としております。

11番、こちらの指導を受けていない者ということで適としております。

12番、他法令との調整の見込みがあるということで、こちらも見込みがあるということで適としております。

13番、農業委員会が必要と認めたものではないということで、検討外としております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら、どうぞ。

○委員（20番           君） 地元の委員から説明させていただきます。

さっきも申し上げましたように、この土地に家を建てるということになると、車の行き道が実際にありません。

ずっと私ども調査しましたら、相当昔からそれはもう要するに、家と庭と一体化して使われていたという状況で、今度、家を建てられる方も昔は近隣のアパートに住まわれていた方なので、一応仕方がないだろうということで、地元としては了解としております。

以上です。

○議長（          君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。なければ採決を採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（                    君） では、日程4、議案第4号非農地判断、申請番号4の1に対する賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（                    君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（                    君） 続きまして、議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名、申請番号4の1、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（                    君） 議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名でございます。

番号4の1につきまして、位置図から説明いたします。

議案書の46ページ目をお願いいたします。

あっせんの申し出があっている土地につきましては、粕屋北部消防本部の南東に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。こちらにつきまして、申し出人より農業委員会のおっせんの申し出があったことから受理したものです。

今回、あっせんですので、農地を農地として利用していくという内容となっております、代表の農業委員及び地元農業委員さんにつきまして、あっせんのほどどうぞよろしくをお願いいたします。

番号4の1については以上です。

○議長（                    君） ありがとうございます。

何か、議案第5号に対して御質問ありましたら、事務局。

○係長（                    君） 補足の説明をさせていただきたいと思います。

今回、この今期の農業委員さんにおかれましては、あっせん事業というのは初めてになるかと思っておりますので、今後の流れについても併せて御説明をさせていただきたいと思っておりますけども、一昨年、農業委員会、一番最初になられたときの勉強会をもう一度ごらんいただければとは思っておりますけども、その中におっせんについても記載してあると思っておりますので、帰ってからもう一度見ていただければと思っておりますけども。

まず、あっせんの申し出があった場合につきましては、農振農用地の田畑のみのあっせんの申し出を受け付けることに、農業委員会はなっております。

このあっせんというものにつきましては、メリットと申しますか、本来の土地所有者、売り手のほうが売買したときに、税金の控除が800万円まで受けられると、所得税なんかですね。次年度の税金の控除を受けられるというところが大きなメリットかと思っております。

今回、各区域または地元の農業委員さんのほうに、あっせん委員としてやっていただいておりますけれども、こちら農業委員さん、事務局も合わせまして、買い手の方を見つけていただくというような形になります。この後、ある程度の買いたいという方が見つかりましたら、あっせん委員さんと農業委員会事務局、また、土地の売買したいという所有者の方と購入したいという方の3者といいですか、4者といいですか、協議会のほうを開かせていただきます。その中で売買価格であったり、様々な売渡し条件について話を一致していただいて、そこで合意が取れれば契約、また3条の申請というような形に進んでいくということでございます。

そのときに、3条も話が整えば、後ほど何か月後になるか分かりませんが、3条の申請ということで、また農業委員会のほうにあっせんの理由ということで、後ほどまた農業委員会に上げさせていただくということになりますので、御承知おきいただければと思っております。

以上であります。

○議長（          君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。なければ採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員さんの地区担当の安武委員さん、それから、今在家担当の篠崎委員さん、よろしく願います。

賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

では、議案はこれで終了となります。

午後4時12分閉会